

事務連絡
平成25年12月16日

各
都道府県 保健衛生施設等整備費担当課 御中
指定都市
中核市

厚生労働省健康局総務課指導調査室

保健衛生施設等災害復旧費国庫補助の協議について

平素より大変お世話になっております。
標記について、別添のとおり通知いたします。
よろしくお願ひいたします。

【添付資料】

・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助の協議について
(平成25年12月16日健総発1216第2号)

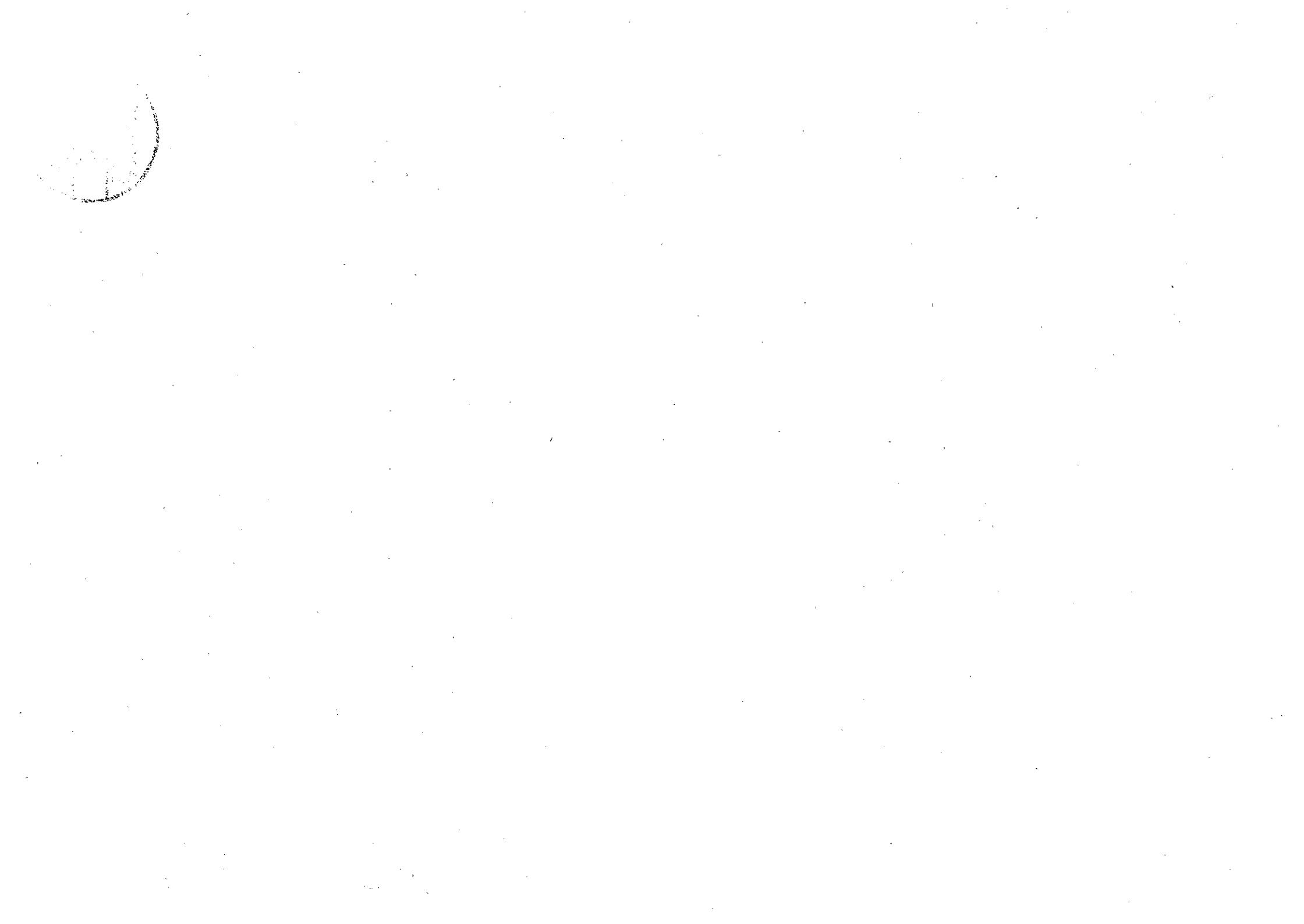
【参考資料】

- ・内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領
(昭和59年9月7日蔵計2150)
- ・厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査について
(昭和59年9月7日事務連絡227)

【問い合わせ先】

厚生労働省健康局総務課指導調査室
施設係・業務指導係 山下 雄生
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL : 03-5253-1111 (内線 2322)
E-mail : yamashita-yuuki@mhlw.go.jp





各
都道府県
指定都市
中核市
衛生主管部(局)長殿

厚生労働省健康局総務課長
(公印省略)

保健衛生施設等災害復旧費国庫補助の協議について

今般、保健衛生施設等に係る災害復旧事業を円滑に実施するため、別紙のとおり「保健衛生施設等災害復旧費事務取扱要領」を定め、平成25年12月9日以降に発生した災害から適用することとしましたので通知いたします。

保健衛生施設等の災害復旧事業に係る実地調査については、「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」(昭和59年9月7日蔵計2150)及び「厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査について」(昭和59年9月7日事務連絡227。以下「司計課事務連絡」という。)等により行われているところですが、今般、司計課事務連絡が改正され、保健衛生施設等に係る留意事項は下記のとおりでありますので、御了知いただきますようお願いいたします。

なお、「保健衛生施設等の災害復旧事業に係る事前協議及び実地調査について」(昭和59年9月7日健医企発第16号)については、廃止いたします。

記

暖房等のボイラー、エレベーターは、建物附属設備として調査の対象とすることとなつたこと。

保健衛生施設等災害復旧費事務取扱要領

1 被災状況の報告

災害の発生に際しては、管下保健衛生施設等の被害状況 ((1) 施設の種類 (2) 施設の名称及び所在地 (3) 構造 (4) 被災規模及び被害概算額 (5) 人的被害の状況)、復旧計画等について被災後直ちに確認し、速やかに電話等により当該事業が実施される区域を管轄する地方厚生(支)局(以下「地方厚生(支)局」という。)に報告すること。

2 災害復旧費国庫補助の協議

(1) 協議の対象

ア 協議の対象となる事業は、別表に掲げる施設の災害復旧事業であること。
イ 災害復旧所要見込額が1件につき80万円以上(感染症指定医療機関、市町村が設置する火葬場及び斎場については40万円以上)であること。

(2) 協議の方法

別紙様式1及び別紙様式2により災害の発生から30日以内に地方厚生(支)局
あて各1部提出すること。

3 その他

(1) 被災後は速やかに施設運営の再開が図れるよう地方厚生(支)局と連絡を密にし、
早期復旧に努めること。
(2) 復旧工事を行うに当たっては、復旧前、復旧後の対象個所の状況等が的確に証明できる写真等の資料を整備し実地調査に支障を生じないように留意すること。

別表

施設名等	施設名
保健衛生施設等	
保健衛生施設	感染症指定医療機関 健康増進センター
保健所	健康科学センター 市町村保健センター 農村健診センター 難病相談・支援センター 感染症外来協力医療機関 新型インフルエンザ患者入院医療機関 HIV検査・相談室 地方衛生研究所
原爆医療等施設	原爆被爆者保健福祉施設 原爆医療施設 原爆被爆者健康管理施設 放射線影響研究所
精神保健等施設	精神科病院 精神保健福祉センター 精神科デイ・ケア施設 精神科救急医療センター 精神保健福祉士養成施設 老人性認知症疾患治療病棟 老人性認知症疾患療養病棟 老人性認知症疾患デイ・ケア施設
食肉衛生検査施設	食肉衛生検査所
エイズ・結核治療施設	結核患者収容モデル病室 エイズ治療モデル施設 エイズ治療個室等の施設(エイズ拠点病院) 結核研究所 多剤耐性結核専門医療機関

医薬分業推進支援施設

医薬分業推進支援センター

血漿採漿センター等施設

血漿分画センター

血漿採漿センター

抗毒素製造施設

抗毒素製造施設

環境衛生施設

火葬場
ヒ畜場

別紙様式1

保健衛生施設等災害復旧費国庫補助協議総括表

県・指定都市・中核市名

都市町村名						合計	市町村
施設名							か所
施設の名称							
設置主体						公立	か所・私立 か所
構造							
病床数又は入所定員							名
被害部分の病床数又は 入所定員							名
被害概算額							
災 害 復 旧 費	移転改築補修の別						
	工 事 費	構造					
		面積					
		単価					
	金額						
計							
予 算 措 置 の 状 況	都道府県						
	市町村						
	法人						
備考							

(記載要領)

- 構造欄には、鉄筋コンクリート造、ブロック造、木造の区分により、それぞれ(鉄)(ブ)(木)と記入すること。
- 予算措置の状況欄には、財政当局了解・交付承認あれば確実等と簡明に記入すること。

別紙様式2

保健衛生施設等災害復旧費国庫補助協議書

施設種類	名称	設置主体		
所在地		設置年月日		
建物の規模・構造				
罹災年月日		災害の種類		
被害の概況	発生原因等			
	主要部分の破損状況			
被害の概算額				
区分	員数	単価 円	金額 円	摘要
災害復旧所要額及びその内訳				
計				
備考	(すでに記した措置、今後とろうとする措置等を記入すること。)			

(注)災害箇所は、別添建物配置図朱記のとおり。
(写真も添付するときは番号を付し、災害箇所と対比させること。)

(参考)

事務連絡監査第476号

平成25年12月9日

写

厚生労働省大臣官房会計課長 殿

主計局司計課長
山本三夫

「厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査について」
の一部改正について

標記のことについて、別紙のとおり改正し、平成25年12月9日以降に
発生した災害から適用することとしたので通知する。

○厚生労働省及地方保健所等による医療施設の衛生調査による

主たる調査事項

(1) 治療設備の整備状況

厚生省令第15号「病院等の衛生調査要領(昭和五十九年九月七日付)」による。以下「調査の対象」

ア、調査の対象は、(1)病院等の衛生設備の整備状況の調査(2)病院等の衛生設備の整備状況の調査のための調査

イ、(1)病院等の衛生設備の整備状況の調査(2)病院等の衛生設備の整備状況の調査のための調査

II、(1)病院等の衛生設備の整備状況の調査(2)病院等の衛生設備の整備状況の調査のための調査

ア、(1)病院等の衛生設備の整備状況の調査(2)病院等の衛生設備の整備状況の調査のための調査

III、その他

ア、(1)病院等の衛生設備の整備状況の調査(2)病院等の衛生設備の整備状況の調査のための調査

II、(1)病院等の衛生設備の整備状況の調査(2)病院等の衛生設備の整備状況の調査のための調査

ア、(1)病院等の衛生設備の整備状況の調査(2)病院等の衛生設備の整備状況の調査のための調査

II、(1)病院等の衛生設備の整備状況の調査(2)病院等の衛生設備の整備状況の調査のための調査

ア、(1)病院等の衛生設備の整備状況の調査(2)病院等の衛生設備の整備状況の調査のための調査

II、(1)病院等の衛生設備の整備状況の調査(2)病院等の衛生設備の整備状況の調査のための調査

ア、(1)病院等の衛生設備の整備状況の調査(2)病院等の衛生設備の整備状況の調査のための調査

II、(1)病院等の衛生設備の整備状況の調査(2)病院等の衛生設備の整備状況の調査のための調査

ア、(1)病院等の衛生設備の整備状況の調査(2)病院等の衛生設備の整備状況の調査のための調査

II、(1)病院等の衛生設備の整備状況の調査(2)病院等の衛生設備の整備状況の調査のための調査

ア、(1)病院等の衛生設備の整備状況の調査(2)病院等の衛生設備の整備状況の調査のための調査

II、(1)病院等の衛生設備の整備状況の調査(2)病院等の衛生設備の整備状況の調査のための調査

改 正 実 現 行		建物について	内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領(昭和五十九年九月七日農林省令第1150号)以下「調査要領」といふ。)第一調査の対象(1)の建物については、次に取り扱う。)第二調査の対象(1)の建物については、次に取り扱う。
ア 直接当該事業の実施に必要な建物についてのみ対象とする。 従つて、直接事業の実施に必要な建物についてのみ対象とする。 ア 直接当該事業の実施に必要な建物についてのみ対象とする。 従つて、直接事業の実施に必要な建物についてのみ対象とする。 イ 暖房等のホーリーは、病院、診療所、社会福祉施設等及び その施設等とみなして調査の対象とする。 ウ 調査要領別表1に定めるところにあつては、解体施設及び汚水処理施設のみを調査の対象とする。 エ 医療機関施設については、被災によりアパートの床面後も一定期間自立的に診療機能を保持するためのリモート、通信装置、自家発電装置、貯水槽等は調査の対象とする。	ア ホーリーは、官民建物等災害復旧費実地調査要領では設備設置について、(調査要領第1回調査の対象(4)の設備による災害取扱い)として調査の対象とする。		
二 建物について	(前略) 設備について、二 二 設備について、二	イ ホーリーは、建物附庸設備として調査の対象とする。 ア 直接当該事業の実施に必要な建物についてのみ対象とする。 従つて、直接事業の実施に必要な建物についてのみ対象とする。 ア 直接当該事業の実施に必要な建物についてのみ対象とする。 従つて、直接事業の実施に必要な建物についてのみ対象とする。 イ 暖房等のホーリーは、病院、診療所、社会福祉施設等及び その施設等とみなして調査の対象とする。 ウ 調査要領別表1に定めるところにあつては、解体施設及び汚水処理施設のみを調査の対象とする。 エ 医療機関施設については、被災によりアパートの床面後も一定期間自立的に診療機能を保持するためのリモート、通信装置、自家発電装置、貯水槽等は調査の対象とする。	ア ホーリーは、官民建物等災害復旧費実地調査要領では設備設置について、(調査要領第1回調査の対象(4)の設備による災害取扱い)として調査の対象とする。

昭和五十九・九・七 最終改正 平一五事務連絡第476号

厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査について

改 正 案

現 行

<p>イ 医療機関施設の設備は、調査要領第三(4)アに規定するもののみ対象とし、以下が医療機器、医療器具、以下等は調査対象外となります。</p> <p>ア 調査要領表1に定める広域廃棄物埋立処分場については、 広域臨海環境整備セントラルが市町村の委託を受けて建設した施設を調査の対象とします。</p> <p>イ 調査要領表1に定める災害等廃棄物処理事業のうち、屎尿設置を調査の対象とします。</p> <p>ア 調査要領別表1に定める災害等廃棄物処理事業のうち、屎尿設置を調査の対象外です。</p> <p>イ 調査要領別表1に定める災害等廃棄物処理事業のうち、屎尿設置を調査の対象とします。</p> <p>ア 調査要領別表1に定める災害等廃棄物処理事業のうち、屎尿設置を調査の対象外です。</p>	<p>二 その他</p> <p>ア 調査要領別表1に定める災害等廃棄物処理事業のうち、屎尿設置を調査の対象外です。</p> <p>イ 調査要領別表1に定める災害等廃棄物処理事業のうち、屎尿設置を調査の対象とします。</p> <p>ア 調査要領別表1に定める災害等廃棄物処理事業のうち、屎尿設置を調査の対象外です。</p>
---	--

○内閣府 厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費用地調査要領

第一 調査の目的

この調査は、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費用地の算定の

(1) 主務省の調査に対して財務局(福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。)が立てるものである。

- (2) 調査は、原則として東地区のものとするが、申請額(社会福祉施設等(調査要領別表1)の施設等を除く)が1100万円未満の場合は、該申請書事務部より被災の事実、被災の程度等を十分に説明する旨の書類にて調査を行つてもらう。
- (1) 調査の対象は、洪水、高潮、地震、その他の異常な天災現象により被害を受けた別表1の施設等であつて、次の又は、建物、建物以外の工作物、設備等で被災した場合である。

第二 調査の方法

資本とするものと被災地である。

(1) 主務省の調査に対して財務局(福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。)が立てるものである。

- (2) 調査は、原則として東地区のものとするが、申請額(社会福祉施設等(調査要領別表1)の施設等を除く)が1100万円未満の場合は、該申請書事務部より被災の事実、被災の程度等を十分に説明する旨の書類にて調査を行つてもらう。
- (1) 調査の対象は、洪水、高潮、地震、その他の異常な天災現象により被害を受けた別表1の施設等であつて、次の又は、建物、建物以外の工作物、設備等で被災した場合である。

ア 医療機関施設

(4) 設備について次に掲げる施設を除むるものを対象とする。

(3) 工作物が被災の補助金の対象となる施設については、工作物は調査対象外とする。

(2) 土地が被災の補助金の対象となる施設については、土地は調査対象外とする。

土地、設備等が復旧及び災害等医業物処理事業とする。

(1) 調査の対象は、洪水、高潮、地震、その他の異常な天災現象により被害を受けた別表1の施設等であつて、次の又は、建物、建物以外の工作物

第三 調査の対象

(4) 設備について次に掲げる施設を除むるものを対象とする。

(3) 工作物が被災の補助金の対象となる施設については、工作物は調査対象外とする。

(2) 土地が被災の補助金の対象となる施設については、土地は調査対象外とする。

土地、設備等が復旧及び災害等医業物処理事業とする。

(1) 調査の対象は、洪水、高潮、地震、その他の異常な天災現象により被害を受けた別表1の施設等であつて、次の又は、建物、建物以外の工作物

及び(1)の同項の機能を有するもの

(2) 電磁波による専用の施設が必要とするMR(核磁場井筒)を利用する画像診断装置

(3) 設置部屋であり、専用の施設が必要とするエクスカス脱着装置である。ロードマスター等の画像処理するもの。の工具キヤバ(全身用、頭部用)

(4) 設置部屋であり、放射性同位元素による放射線障害の防止に関する法律の適用を受ける放射線発生装置である。建物と機器を一体としたもの

(5) 設置部屋であり、放射性同位元素による放射線障害の防止に関する法律の適用を受ける放射線発生装置である。建物と機器を一体としたもの

建物と同様に設備が被災した場合において、当該建物と一緒にして復旧等行う必要のある医療用設備で、次のとおりに該当するもの。

イ 廃棄物処理施設

(H) その他当該施設と同一のものとして後日事業者に供用する設備

- (5) 第一項の「異常な天然災害等による損傷及び災害後日事業者の施設の整備(当該施設の所有者)」に付する「公共土木施設災害後日事業者整備方針(昭和四十一年五月二日付)」に定められた施設の整備のため別表トアリの如きの施設の整備(当該施設の所有者)。

- (1) 各施設ごとに同一種類又は同種類の施設を有する施設のうち、そのうちの一つが前項第一項に規定する所とする。

第五 適用除外

- (2) 国立公園等施設の施設のうち、(五)メーター又はアーチ形の施設を有する施設のうちのうちの一つが前項第一項に規定する所とする。

- (1) 一箇所の調査額が別表トアリの額未満のもの。
次の各号に掲げるものの適用除外とする。
(2) 明らかで建設の不備又は工事の施工の不適切等の原因によって生じたものに付する修理料金。
(3) 営業用又は持管理の業務を目的として其の運営に供する施設のうち、(1)のものに付する修理料金。
(4) 繁忙な後日付の修理料金に付する修理料金。
イ 被災した建物、建物以外の工作物又は設備に付する修理料金のうちのもの。
ロ 当該年度に整備料金のうちのもの。
(5) 土作物及土地で、当該施設を復旧せしめ、他の施設等に接続するためのものに付する修理料金。
(6) 建物の補修の必要性があるが修理料金が高額であるもの。

第七 後日費の算出等

- 本調査の対象となる後日事業者にかかる修理料金を算出する場合の手順は以下の通りである。

第六 調査費率

- (1) 調査料金上記(1)のうちのものに付する修理料金のうちのもの。

- 医療機関施設の医療機関施設(公因医療機関施設を除く)、研修施設、看護専門学校及び技術医療専門学校の一つの修理料金の算出方法

- 第八 附則

第八 その他

調査に当たり、本邦領内における事項は、官庁機関等が日本共産主義青年団調査委員の取扱いにて処理された。

第九 報告

(一) 本報告書は調査課題の一覧として記載され、(二) 調査終了後一週間又はそれ未満で調査課題は全部終了した。ただし、次の略記が該調査課題に対する該調査課題の取扱いを示す。

(2) 調査課題が一概以上の場合。

別表1

所管名	施設名等	限度額
内閣府所管 (警察庁)	都道府県警察施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに600千円
厚生労働省	保健衛生施設等	
	保健衛生施設	
	原爆医療等施設	
	精神保健等施設	
	食肉衛生検査施設	
	エイズ・結核治療施設	
	医薬分業推進支援施設	
	血漿採集センター等施設	
	抗毒素製造施設	
	環境衛生施設	
	火葬場	指定市 800千円
	と畜場	市町村 400千円
	医療機関施設等	
	医療機関施設	
	公的医療機関施設	
	へき地診療所施設(医師及び看護師住宅を含む)	
	政策医療実施機関施設	
	(公的医療機関施設を除く)	
	医療関係者養成所施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに800千円
	研修施設	
	病院内保育所	800千円
	看護師宿舎	800千円
	救急医療情報センター	800千円
社会福祉施設等	保護施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに800千円
	老人福祉施設	ただし、保育所及び訪問看護ステーションについては400千円
	老人保健等施設	
	身体障害者社会参加支援施設	
	婦人保護施設	
	障害者支援施設等	
	児童福祉施設	
	母子保健施設	
	母子保健施設	
その他の社会福祉施設等		
国民健康保険診療施設(へき地性の)		800千円

ある国民健康保険診療施設の医師住宅及び看護師宿舎を含む。)

国民健康保険健康管理センター

国民健康保険総合保健施設

800千円
800千円

環境省

国立公園等施設

別に定めるそれぞれの
施設ごとに1,200千円
ただし、道路にあって
は400千円

廃棄物処理施設

一般廃棄物処理施設

別に定めるそれぞれの
施設ごとに、市・廃棄
物処理センター・PFI
選定事業者1,500千円、
町村800千円

市町村400千円

都道府県・市・廃棄物
処理センター・PFI選
定事業者1,500千円、
町村800千円

浄化槽（市町村整備推進事業）

産業廃棄物処理施設

日本環境安全事業株式
会社1,500千円

指定市 800千円
市町村 400千円

PCB廃棄物処理施設

災害等廃棄物処理事業

様式1

省 府所管補助施設災害復旧費実地調査報告書

平成 年 月 日

(調査官)
省 財務省

No.

(県)

(単位:千円)

項目 施設名	中　　浦										湖　　在　　果													
	造　　物					建物 補修 D	工作物 E	土地 F	小計 (C+D +E+ F) G	設備 H	災害等廃 棄物処理 事業 I	合計 (G+H +I)	造　　物					建物 補修 M	工作物 N	土地 O	小計 (L+M +N+ P) P	設備 Q	災害等廃 棄物処理 事業 R	合計 (P+Q +R)
	全　　堤 A	半　　堤 B	小　　計 (A+B) C	全　　堤 J	半　　堤 K								全　　堤 L	半　　堤 M	小　　計 (I+J) N	工作物 O								
	面積	工事費	面積	工事費	面積	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費	面積	工事費	面積	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費			
計																								

(注) 1. 別表要領別表1の施設名等に掲げる施設ごとに記入する。なお、限度額欄において、「別に定めるそれぞれの施設ごと」となっているものは、別に定めるそれぞれの施設ごとに記入するものとする。

2. 別紙様式2について作成を要しないものは本書とし、また、別紙様式2の作成を要するもの(要領第9ただし書に該当するもの)は上段()書とし、外数で記入する。財庫についても同様の取り扱いとする。

様式2

省 庁所管補助施設災害復旧費実地調査報告書

平成 年 月 日
局

都道府県名

設置者名	施設名	施設の所在地	問題点
施設区分			
	工事概要	金額(千円)	
申請			主務省意見
調査結果			財務局意見
※			※

- (注) 1. 施設区分欄は、建物、工作物、土地、設備の別を記載すること。
 2. 調査結果欄には、資料又は調査不十分のため積算不能の場合は記載する必要はない。
 3. 問題点に対して主務省及び財務局の意見をそれぞれ順序を配列して対比記載すること。
 4. ※欄は空欄にすること。

